

原議保存期間	10年(令和15年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	10年(令和15年12月31日まで保存)

交 指 甲 達 第 2 0 号
令 和 5 年 3 月 2 2 日

部 課 署 長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

確認事務の法人登録等手続事務取扱要領の全部改正について（通達）

- 対号1 平成17年8月30日付け交指甲達第61号「確認事務の法人登録等手続事務取扱要領の制定について（通達）」
- 対号2 平成28年3月25日付け交指甲達第22号「確認事務の法人登録等手続事務取扱要領の一部改正について（通達）」
- 対号3 令和元年12月11日付け交指甲達第100号「確認事務の法人登録等手続事務取扱要領の一部改正について（通達）」
- 対号4 令和4年9月30日付け交指甲達第69号「確認事務の法人登録等手続事務取扱要領の一部改正について（通達）」

見出しの件については、対号に基づき運用してきたところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)第2条の施行に伴い、別添のとおり確認事務の法人登録等手続事務取扱要領の全部を改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の施行に伴い、対号は廃止する。

別添

確認事務の法人登録等手続事務取扱要領

第1 総則

1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の規定に基づく、放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務の委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録、駐車監視員資格者講習の実施等に係る事務（以下「確認事務の法人登録等手続事務」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 準拠

確認事務の法人登録等手続事務については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）及び石川県道路交通法施行細則（昭和35年石川県公安委員会規則第12号）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

3 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 確認事務 法第51条の8第1項の放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務をいう。
- (2) 登録法人 法第51条の8第1項の登録を受けた法人をいう。
- (3) 事務所管轄署長 法第51条の8第4項第3号の登録法人の事務所の所在地を管轄する警察署長をいう。
- (4) 放置車両確認機関 法第51条の12第1項の確認事務の受託者をいう。
- (5) 確認機関運用署長 放置車両確認機関に確認事務を委託し、運用する警察署長をいう。

第2 申請書等の受理及び補正

1 申請書等の確認と受理

交通指導課長は、確認事務の法人登録等手続事務に係る申請書又は申込書（以下「申請書等」という。）の提出を受けた場合は、記載事項等に不備がないこと、申請書等に記載された添付書類を整えていることなどの形式的要件が適合していることを確認し、受理するものとする。

2 受理番号の指定

交通指導課長は、受理番号交付簿（別記様式第1号）により受理番号を指定するものとする。

3 申請の補正

交通指導課長は、申請書等が形式的要件に適合していない場合において、申請時に申請者（申込者を含む。この3において同じ。）が補正を促す指導

に应ぜず、又は申請者に対する指導ができないときは、速やかに行政手続法（平成5年法律第88号）第7条の規定により申請者に対して相当の期間を定めて申請の補正の手続を執るものとする。

第3 法人の登録申請の処理

1 処理経過表の作成

交通指導課長は、登録の処理等の経過を明らかにするため、申請処理経過表（別記様式第2号）を作成するものとする。

2 申請の調査

(1) 交通指導課長は、申請者が法第51条の8第3項各号の欠格事由に該当するかどうかについての調査を次により行うものとする。

ア 第1号関係

(ア) 後記3の登録簿による確認

(イ) 後記第13の2の確認事務法人登録の取消状況通報書による確認

イ 第2号イ及びロ関係

(ア) 日本人の場合は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び前科にあっては本籍地の市区町村長に対する身上調査照会書（別記様式第4号）による照会

(イ) 外国人の場合は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者にあつては居住地の市区町村長に対する身上調査照会書による照会、前科にあっては居住地の地方検察庁に対する前科調査照会書（別記様式第5号）による照会

(ウ) 法第119条の2の4第2項に該当するかどうかについては、警察庁から提供された資料による確認又は警察庁に対する照会。該当があつた場合は、本籍地の地方検察庁に対する前科調査照会書による照会

ウ 第2号ハ及びニ関係

暴力団等に該当するかどうかについては、組織犯罪対策課長に対する照会のほか、前科照会結果による所要の調査

エ 第2号ホ及びヘ関係

原則として医師の診断書による確認。ただし、必要により専門医の診断を受けることを求めるものとする。

(2) 交通指導課長は、法第51条の8第4項各号の適合要件に全て該当するかどうかについての調査を次により行うものとする。

ア 第1号関係

添付書類の資機材を保有する旨の誓約書による確認

イ 第2号関係

添付書類の2名以上の駐車監視員資格者証の写しによる確認

ウ 第3号関係

添付書類の事務所に係る資料による確認。ただし、必要により現地調査、聞き込み調査等を当該事務所の所在地を管轄する警察署長に依頼す

るものとする。

3 登録通知書の交付

- (1) 交通指導課長は、申請書及び申請処理経過表により、登録の可否についての手続を執るものとする。
- (2) 交通指導課長は、登録することとなった場合には、当該申請書に登録年月日及び登録番号を記載した上で登録簿（別記様式第3号）に登載するとともに、登録（更新）通知書（別記様式第6号）を速やかに申請者に交付し交付日を登録簿へ追記するものとする。
- (3) 交通指導課長は、登録を拒否することとなった場合は、申請者に対し登録（更新）申請に関する通知書（別記様式第7号）を交付する手続を執り、当該通知書の写しを申請処理経過表に添付するものとする。

4 登録の更新等

- (1) 登録の有効期間は、登録年月日から起算するものとする。
- (2) 更新後の登録の有効期間は、更新前の有効期間満了日の翌日から起算するものとする。
- (3) 前記1から3までの規定は、登録の更新について準用する。

第4 講習の実施

1 駐車監視員資格者講習の公示

- (1) 交通指導課長は、駐車監視員資格者講習を行うときは、委託規則第6条の規定による公示のほか、必要により他の手段による広報に努めるものとする。
- (2) 公示に掲げる事項は、次のとおりとする。
 - ア 駐車監視員資格者講習の日時、場所及び受講人数
 - イ 受講の申込み期限
 - ウ 受講申込書の提出先及び提出方法
 - エ 受講申込みに必要な書類等
 - オ 受講手数料の金額及び納入方法
 - カ 受講に関する問合せ先等

2 駐車監視員資格者講習の実施

(1) 講習計画の作成

警察本部長は、駐車監視員資格者講習の会場規模及び受講人数に応じた講習機材を活用するほか、講習補助員を配置するなど、講習効果に大きな差がないよう配意した講習計画を作成するものとする。

(2) 駐車監視員資格者講習の要領

- ア 駐車監視員資格者講習は、講習計画に従い、適切かつ効果的に実施するものとし、講習時間は15時間とする。
- イ ビデオ、スライド、その他の教材を用いて、より講習効果が高まるよう積極的に視聴覚教材を活用するものとする。

第5 駐車監視員資格者講習の受講申込みの処理

1 受講票の交付

交通指導課長は、申請者に駐車監視員資格者講習受講票(別記様式第8号)を速やかに交付する手続を執り、受講票交付簿(別記様式第9号)に登載するものとする。

2 駐車監視員資格者講習修了証明書の交付

交通指導課長は、駐車監視員資格者講習の課程を修了した者に委託規則第9条の駐車監視員資格者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)を交付する手続を執り、受講票交付簿に修了証明書の番号を追記するものとする。

第6 修了証明書の再交付申請の処理

交通指導課長は、受講票交付簿により申請者に交付した修了証明書の番号を再度付して再交付する手続を執り、再交付日を当該受講票交付簿に追記するものとする。

第7 駐車監視員資格者認定の申請の処理

1 受検票の交付

交通指導課長は、委託規則第10条第1項に該当するかどうかについては、同項に該当する者であることを証する書面による確認を行い、該当する者に駐車監視員資格者認定考査受検票(別記様式第10号)を速やかに交付する手続を執り、受検票交付簿(別記様式第11号)に登載するものとする。

2 認定試験

交通指導課長は、委託規則第8条第3号の修了考査と同等以上の認定試験を実施する手続を執るものとする。

3 認定書の交付

交通指導課長は、認定試験に合格した者に委託規則第10条第4項の認定書を交付する手続を執り、受検票交付簿に認定書の番号を追記するものとする。

4 認定書の再交付申請の処理

第6の規定は、認定書の再交付申請の処理について準用する。この場合において、「受講票交付簿」とあるのは「受検票交付簿」と、「修了証明書」とあるのは「認定書」と読み替えるものとする。

第8 駐車監視員資格者証の交付申請の処理

1 処理経過表の作成

交通指導課長は、駐車監視員資格者証に係る交付の処理の経過を明らかにするため、申請処理経過表を作成するものとする。

2 申請の調査

交通指導課長は、申請者が法第51条の13第1項各号の適合要件全てに該当するかどうかについての調査を次により行うものとする。

(1) 第1号関係

添付書類の修了証明書又は認定書による確認

(2) 第2号イ関係

住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）

(3) 第2号ロ関係

前記第3の2の(1)のイからエまでの規定を準用する。

(4) 第2号ハ関係

後記3の駐車監視員資格者証交付者名簿（別記様式第12号）及び第14の2の他の都道府県警察からの通報書による確認又は警察庁に対する照会

3 駐車監視員資格者証等の交付

(1) 交通指導課長は、申請処理経過表により、駐車監視員資格者証の交付の可否についての手続を執るものとする。

(2) 交通指導課長は、交付する決定がなされた場合は、駐車監視員資格者証交付申請書に交付年月日及び資格者証番号を記載し、駐車監視員資格者証交付者名簿に登載するとともに、申請者に委託規則第12条の駐車監視員資格者証を交付する手続を執るものとする。

(3) 交通指導課長は、交付を拒否する意思決定がなされた場合は、申請者に対し駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書（別記様式第13号）を交付する手続を執り、当該通知書の写しを申請処理経過表に添付するものとする。

第9 駐車監視員資格者証の書換え交付及び再交付の申請の処理

1 書換え交付申請の処理

(1) 交通指導課長は、記載事項の変更を確認するに足る資料が提示された場合は、申請書欄外に確認した内容を簡記するものとする。

(2) 交通指導課長は、書換え交付する手続を執った場合は、その交付日及び変更事項を駐車監視員資格者証交付者名簿に追記するものとする。

2 再交付申請の処理

(1) 交通指導課長は、申請者に対し亡失した駐車監視員資格者証を発見した場合は、速やかに返納するよう指導するものとする。

(2) 交通指導課長は、再交付する手続を執った場合は、再交付日を駐車監視員資格者証交付者名簿に追記するものとする。

第10 登録法人の実態の把握

1 報告等の要求

(1) 交通指導課長は、登録法人に報告及び資料の提出要求を行う際には、報告・資料提出要求書（別記様式第14号）を交付して行うものとする。

(2) 緊急を要し、前記(1)の要求書により行ういとまがない特別な事情がある場合には、口頭で行うものとし、事後速やかに当該要求書を交付するものとする。

2 立入検査の実施

(1) 交通指導課長、確認機関運用署長及び事務所管轄署長は、次に掲げる者

のうちから、立入検査を行う者を指定し、立入検査員指定簿(別記様式第15号)に登載しておくものとする。

ア 交通取締りに関する事務を担当する警察職員

イ アに掲げるほか、法について相当な知識を有する警察職員

(2) 立入検査をする警察職員は、その身分を示す証票として警察手帳又は身分証明書を携帯し、関係者の請求に応じこれを提示しなければならない。

(3) 立入検査を実施する警察職員の遵守事項

ア 犯罪捜査のために利用しないこと。

イ 正当な業務を妨害することのないようにすること。

ウ 立入検査する事務所責任者の立会いを求めること。

3 立入検査の結果報告

(1) 立入検査を実施した場合は、所属長を経由して警察本部長に報告するものとする。

(2) 警察本部長は、報告を受けた場合において、措置を講ずる必要があると認めるときは、公安委員会へ報告するとともに、講ずべき措置を具申するものとする。

第11 不適合事案発見時の措置

1 公安委員会への進達

交通指導課長及び警察署長は、登録法人が法第51条の8第4項各号のいずれかの適合要件に該当しないと認める場合若しくは法第51条の10各号のいずれかの欠格事由に該当すると認める場合又は駐車監視員資格者証の交付を受けた者が法第51条の13第2項各号のいずれかの欠格事由に該当すると認める場合は、不適合事案発見報告書(別記様式第16号)により速やかに警察本部長に報告し、公安委員会に進達するものとする。

2 調査等

交通指導課長は、速やかに事実の確認を行い、この場合において行政処分が必要であると認めるときは、確認事務関係行政処分上申書(別記様式第17号)により警察本部長に報告し、公安委員会に上申するものとする。

第12 適合命令

1 弁明の機会の付与及び適合命令手続

(1) 警察本部長は、前記第11の報告を受けた場合において、法第51条の9の必要な措置をとることを命ずることが適当と判断するときは、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等規則」という。)に基づく弁明の機会の付与の手続を執るとともに、適合命令書(別記様式第18号)により適合命令の手続を執るものとする。

(2) 適合命令書については、前記第11の事案が、放置車両確認機関に係るものである場合は確認機関運用署長が、それ以外の登録法人に係るものである場合は交通指導課長が交付するものとする。

2 是正の確認

適合命令書に基づく是正結果の確認については、適合命令を受けた者が、放置車両確認機関である場合は確認機関運用署長が、それ以外の登録法人である場合は交通指導課長が行い、適合命令履行状況確認報告書(別記様式第19号)により警察本部長に報告するものとする。

第13 法人の登録の取消し

1 聴聞等の実施及び登録取消しの通知

- (1) 警察本部長は、前記第11の報告を受けた場合において、法第51条の10の規定による法人の登録の取消しが必要と判断するときは、聴聞開催の公示書(別記様式第20号)による公示その他の聴聞等規則に基づく聴聞の手続を執るとともに、登録取消処分通知書(別記様式第21号)により法人の登録取消しに係る手続を執るものとする。
- (2) 登録取消処分通知書については、前記第11の事案が、放置車両確認機関に係るものである場合は確認機関運用署長が、それ以外の登録法人に係るものである場合は交通指導課長が交付するものとする。
- (3) 交通指導課長は、法人の登録が取り消された場合は、登録簿に追記するものとする。

2 登録取消しの通報

- (1) 交通指導課長は、法人の登録が取り消された場合は、確認事務法人登録の取消状況通報書(別記様式第22号)により、速やかに警察庁及び他の都道府県警察に対し通報するものとする。
- (2) 交通指導課長は、他の都道府県警察から前記(1)と同様の通報があった場合は、当該通報書を保管管理するものとする。

第14 駐車監視員資格者証の返納命令

1 聴聞等の実施、返納命令の通知等

- (1) 警察本部長は、前記第11の報告を受けた場合において、法第51条の13第2項の規定による駐車監視員資格者証の返納が必要と判断するときは、聴聞開催の公示書による公示その他の聴聞等規則に基づく聴聞の手続を執るとともに、駐車監視員資格者証返納命令書(別記様式第23号)により駐車監視員資格者証の返納命令に係る手続を執るものとする。
- (2) 返納命令書については、駐車監視員資格者証の返納命令を受ける者が、放置車両確認機関に属する場合は確認機関運用署長が、それ以外の場合は交通指導課長が交付するとともに、駐車監視員資格者証の返納を受けるものとする。
- (3) 前記(2)の確認機関運用署長は、駐車監視員資格者証の返納を受けた場合は交通指導課長に送付するものとし、交通指導課長はその旨を駐車監視員資格者証交付者名簿に追記するものとする。

2 返納命令の通報

- (1) 警察本部長は、駐車監視員資格者証が返納された場合は、駐車監視員資格者証返納命令状況通報書(別記様式第24号)により、速やかに警察庁及び

他の都道府県警察に対し通報するものとする。

- (2) 交通指導課長は、他の都道府県警察から前記(1)と同様の通報があった場合は、当該通報書を保管管理するものとし、返納の日から起算して2年を経過しない当該個人から駐車監視員資格者証の交付申請があった場合には、法第51条の13第1項第2号ハに該当するものとして、これを拒否するものとする。

別記様式第 1 号（第 2 関係）

受 理 番 号 交 付 簿 （ 年 申請）				
番 号	収 受 月 日	名称及び代表者 又は申請者等	受 付 者	特 記 事 項
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第2号（第3、第8関係）

申請処理経過表

申請 区分	☐ 登録 ☐ 登録更新 ☐ 資格者証交付				
受理年月日		年 月 日			
受理番号					
住所・所在地					
氏名・代表者氏名					
名称					
受理	証紙確認消印		月 日		
	取扱者	所属 氏名			
	補正 月 日		期限 月 日		
照 会	身上調査照会	月 日	市区町村	月 日 回答	適 否
	前科調査照会	月 日	検察庁	月 日 回答	適 否
	交通照会	月 日		月 日 回答	適 否
	暴力団照会	月 日		月 日 回答	適 否
	役員照会	月 日		月 日 回答	適 否
		月 日		月 日 回答	適 否
		月 日		月 日 回答	適 否
		月 日		月 日 回答	適 否
書 類 確 認	取消・返納経歴	月 日	都道府県警察		適 否
	診断書	月 日付			適 否
	誓約書	月 日付			適 否
	監視員証写	名			適 否
	事務所の位置	書類名			適 否
	修了証明書	番号	公安委員会		適 否
	認定証	番号	公安委員会		適 否
	年 齢	書類名			適 否
					適 否
意 見	☐ 道路交通法第 条 の規定により ☐ 登録 ☐ 登録拒否				
	☐ 道路交通法第 条 の規定により ☐ 登録更新 ☐ 登録更新拒否				
	☐ 道路交通法第 条 の規定により ☐ 資格者証交付 ☐ 資格者証交付拒否				
	の通知をしてよろしいか伺います。				
欠格事由は、別紙のとおり		担当者 係			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号（第3、第13関係）

登 録 簿

登録番号	法 人 名 称	代表者氏名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	登録（更新）年月日 交 付 月 日	特記事項
			県内の事務所の所在地(事務所管轄警察署)		
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 特記事項の欄には、登録の取消し、登録変更等の内容を記載すること。

別記様式第4号（第3関係）

		交指丙第		号
		年 月		日
市 区 町 村 長 殿				
石 川 県 警 察 本 部 交 通 部				
交 通 指 導 課 長 閣 下				
身 上 調 査 照 会 書				
次の者は、下記の規定に基づき身上調査の必要がありますので、別紙事項を調査の上、回答願いたく照会します。				
なお、本籍、氏名等に多少の相違がありましても該当すると思われる場合には、準じて調査をお願いします。				
また、転籍している場合は該当する市区町村長に回送を、在籍していない場合はその旨を記入の上回答をお願いします。				
記				
☐ 道路交通法 第 51 条の 8 に規定する登録				
☐ 同法 第 51 条の 13 の規定による駐車監視員資格者証の交付				
本籍（外国人の場合又は住所又は居所）				
ふ り が な 氏 名				
生 年 月 日		年 月 日生 （男・女）		
外国人に関する事項		（区分・番号等）		
回 答 先	所 在 地	—		
	担 当 者	課・係 氏 名	担当者印	
	電 話 番 号	（ ） —		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
2 不用な部分は、削除して使用すること。

別記様式第5号（第3関係）

交指丙第 号
年 月 日

地方検察庁 殿

石川県警察本部交通部
交 通 指 導 課 印

前 科 調 査 照 会 書

次の者は、下記の規定に基づき前科を調査する必要があるので、回答願いたく照会します。

記

- ☐ 道路交通法 第51条の8に規定する登録
☐ 同法 第51条の13の規定による駐車監視員資格者証の交付

本籍又は国籍の 属する国におけ る住所若しくは 居所			
ふ り が な 氏 名		異 名	
生 年 月 日	年 月 日生		
外国人に関する 事 項	(区分・番号等)		

回 答 先	所 在 地	—		
	担 当 者	課・係 氏 名	担当者印	
	電話番号	() —		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
2 不要な部分は、削除して使用すること。

別紙

年 月 日

石川県警察本部交通部
交 通 指 導 課 殿

地方検察庁検察事務官 関

前 科 調 査 回 答 書

年 月 日付け 第 号による に
ついては、下記のとおり回答します。

記

- 1 前科は、見当たらない。
- 2 前科は、次のとおりである。

裁判・確定・刑終了	裁判所	罪 名	刑 名・刑 期
年 月 日 宣告・略式 年 月 日 確 定 年 月 日 刑終了	地方 支部 簡裁		懲役、禁錮 年 月 罰 金 円 年間執行猶予 付 保 護 観 察
年 月 日 宣告・略式 年 月 日 確 定 年 月 日 刑終了	地方 支部 簡裁		懲役、禁錮 年 月 罰 金 円 年間執行猶予 付 保 護 観 察

(注 該当の文字を○で囲んでください。)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第6号(第3関係)

第 年 月 日	
主たる事業所の所在地	
名	称
代 表 者 の 氏 名 殿	
石川県公安委員会 印	
登 録 (更 新) 通 知 書	
第 51 条 の 8 第 1 項 に 規 定 す る 登 録	
道 路 交 通 法 (昭 和 35 年 法 律 第 105 号)	第 51 条 の 8 第 6 項 に 規 定 す る 登 録 の 更 新
を行	
い、下記のとおり登録簿に登載したので通知します。	
登録 (更新) 年月日	年 月 日 (有効期限 年 月 日)
登 録 番 号	第 号
注 登録の更新は、有効期限の 6 か月前から50日前までの間に申請してください。	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 不要の文字は、削除して使用すること。

		第	年	月	日	号
主たる事業所の所在地						
名		称				
代 表 者 の 氏 名		殿				
石 川 県 公 安 委 員 会 　 図						
登 録 （ 更 新 ） 申 請 に 関 す る 通 知 書						
第 51 条 の 8						
年		月		日 付 け の 道 路 交 通 法 （ 昭 和 35 年 法 律 第 105 号 ） 第 51 条 の 8		
第 1 項 に 規 定 す る 登 録						
第 6 項 に 規 定 す る 登 録 の 更 新						
の 申 請 に つ い て は 、 次 の 理 由 に よ り 登 録 （ 更 新 ） し						
ない こと と し た の で 通 知 し ま す 。						
理 由						
教 示						
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に石川県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日から 3 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。）。						
処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。						
問 合 せ 先						
920-8553 金 沢 市 鞍 月 1 丁 目 1 番 地						
石 川 県 警 察 本 部 交 通 部 交 通 指 導 課						
電 話 0 7 6 - 2 2 5 - 0 1 1 0						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 8 号（第 5 関係）

駐車監視員資格者講習受講票

受講番号	
------	--

ふりがな 氏 名 生年月日	(男・女) 年 月 日生
---------------------	---------------------

	日 時	検 印
受付時間	各日 時 分から 時 分までの間	
講習日①	年 月 日 時 分 開始	
講習日②	年 月 日 時 分 開始	
考查日③	年 月 日 時 分 開始	
場 所 (略 図)		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第9号（第5、第6関係）

受講票交付簿

受講番号	受講月日		受講会場	氏名	生年月日	性別	住所	連絡先	考查月日	修了考查 結 果	採点	修了証明書 番 号	再交付日
					年 齢								
						男 女			・	合・否			
						男 女			・	合・否			
						男 女			・	合・否			
						男 女			・	合・否			
						男 女			・	合・否			
						男 女			・	合・否			
						男 女			・	合・否			
						男 女			・	合・否			
						男 女			・	合・否			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 10 号（第 7 関係）

駐車監視員資格者認定考查受検票

受検番号	
------	--

ふりがな 氏 名 生年月日	(男・女) 年 月 日生
---------------------	---------------------

受付時間	試験日の 時 分から 時 分までの間
認定考查	年 月 日 時 分 開始
場 所 (略 図)	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 11 号（第 7 関係）

受 検 票 交 付 簿

受検番号	受検月日	受検会場	氏 名	生年月日	性別	住 所	連 絡 先	考查月日	考 査 結 果	採点	認 定 書 番 号	再交付日
				年 齢								
	.				男			.	合・否			
	.				女			.	合・否			
	.				男			.	合・否			
	.				女			.	合・否			
	.				男			.	合・否			
	.				女			.	合・否			
	.				男			.	合・否			
	.				女			.	合・否			
	.				男			.	合・否			
	.				女			.	合・否			
	.				男			.	合・否			
	.				女			.	合・否			
	.				男			.	合・否			
	.				女			.	合・否			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第12号（第8、第9、第14関係）

駐車監視員資格者証交付者名簿

交 付 内 容			特記事項
資格者証番号	本 籍		
	住 所	— 都道府県	
交付年月日	ふりがな 氏 名 生年月日	(男・女) 年 月 日生	
修了証明書番号等	連絡先	() — (自宅・携帯)	
資格者証番号	本 籍		
	住 所	— 都道府県	
交付年月日	ふりがな 氏 名 生年月日	(男・女) 年 月 日生	
修了証明書番号等	連絡先	() — (自宅・携帯)	
資格者証番号	本 籍		
	住 所	— 都道府県	
交付年月日	ふりがな 氏 名 生年月日	(男・女) 年 月 日生	
修了証明書番号等	連絡先	() — (自宅・携帯)	
資格者証番号	本 籍		
	住 所	— 都道府県	
交付年月日	ふりがな 氏 名 生年月日	(男・女) 年 月 日生	
修了証明書番号等	連絡先	() — (自宅・携帯)	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 特記事項の欄には、再交付歴、返納命令歴等を記載すること。

第 年 月 日 号

殿

石 川 県 公 安 委 員 会 図

駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書

年 月 日付けの確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国
家公安委員会規則第23号）第11条第 1 項に規定する交付の申請については、下記の
理由により交付しないことにしたので通知します。

記

理 由

教 示

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に石
川県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた
日から 3 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると不服申立てをすることがで
きなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6
か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会
となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から 6 か月以内
であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができな
くなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に不服申立
てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日
の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

問合せ先

920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部交通部交通指導課
電話 076-225-0110

第 年 月 日 号 殿 石 川 県 公 安 委 員 会 印 報告・資料提出要求書 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の11の規定により、次の事項を 年 月 日までに報告提出されたい。	
報告する事項 提出する資料	
報告提出を必要とする理由	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
2 不要な文字は、削除して使用すること。

別記様式第 15 号 (第 10 関係)

立入検査員指定簿 (年)

[illegible]

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第16号（第11関係）

		第 年 月 日 号
石川 県 警 察 本 部 長 殿		
		警察署長 (交通指導課長)
不適合事案発見報告書		
次のとおり不適合事案に関する事項を発見したので報告します。		
発 見 対 象	氏 名 又は 名称及び代表 者 の 氏 名	
	住 所 又は 所 在 地	
発 見 の 端 緒		
不 適 合 事 案		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 年 月 日 号				
石川 県 警 察 本 部 長 殿				
交 通 指 導 課 長				
確 認 事 務 関 係 行 政 処 分 上 申 書				
次の対象について、下記の規定による行政処分が必要と認められますので上申します。				
記				
第51条の9				
道 路 交 通 法 （ 昭 和 3 5 年 法 第 1 0 5 号 ） 第 5 1 条 の 1 0				
第51条の13第2項				
対 象	氏 名 又は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名			
	住 所 又は 所 在 地			
	法 人 登 録 関 係	登 録 番 号		登 録 年 月 日
	資 格 者 証 交 付 関 係	資 格 者 証 番 号	交 付 公 安 委 員 会	交 付 年 月 日
発 見 の 端 緒				
不 適 合 状 況				
行 政 処 分 に 関 する 意 見				
備 考				

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
2 不要な文字は、削除して使用すること。

第 年 月 日 号

主たる事業所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名 殿

石 川 県 公 安 委 員 会 図

適合命令書

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の 9 の規定により、次のとおり必要な措置をとることを命じます。

1 必要な措置

2 適合命令の理由

3 教 示

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に石川県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日から 3 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

問合せ先

920-8553 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部交通部交通指導課
電話 076-225-0110

別記様式第19号（第12関係）

		第 号 年 月 日
石 川 県 警 察 本 部 長 殿		
		交 通 指 導 課 長
適合命令履行状況確認報告書		
次の者に対する適合命令の履行状況を確認したので、その結果を報告します。		
被 処 分 者	名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	
	所 在 地	
適 合 命 令	命 令 日	年 月 日
	命 令 内 容	
確 認 結 果		
確 認 者	課・係 階級 氏名	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

年 月 日

石川県公安委員会 印

聴 聞 開 催 の 公 示 書

1 期日

2 場所

3 聴聞を受ける者及び処分をしようとする理由

名 称 (代表者の氏名)	住 所 (所 在 地)	理 由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 年 月 日 号

主たる事業所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名 殿

石 川 県 公 安 委 員 会 図

登録取消処分通知書

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の10の規定により、登録（登録番号 第 号）を取り消したので通知する。

理 由

教 示

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に石川県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

問合せ先

920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部交通部交通指導課
電話 076-225-0110

第 年 月 日 号

警察庁交通局交通指導課長
警 視 庁 交 通 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長

石 川 県 警 察 本 部 長

確認事務法人登録の取消状況通報書

次の法人に係る道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の 8 の規定による登録を同法第51条の10の規定により次のとおり取り消したので通報する。

ふ り が な 法 人 の 名 称	
ふ り が な 代 表 者 氏 名	
主たる事務所 の 所 在 地	
登 録 番 号	第 号
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	
担 当	課 係
	警 電 ー

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

		第	号				
		年	日				
住所							
氏名	殿						
石 川 県 公 安 委 員 会							
駐 車 監 視 員 資 格 者 証 返 納 命 令 書							
道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第 2 項の規定により、駐車監視員資格者証（第 号）の返納を命ずる。							
理 由							
教 示							
この返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から10日以内に当該駐車監視員資格者証を当該返納命令書を交付した公安委員会に返納しなければなりません。							
なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に石川県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日から 3 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。）。							
処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。							
<table><tr><td colspan="2">問合せ先</td></tr><tr><td>920-8553</td><td>金沢市鞍月1丁目1番地 石川県警察本部交通部交通指導課 電話</td></tr></table>				問合せ先		920-8553	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県警察本部交通部交通指導課 電話
問合せ先							
920-8553	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県警察本部交通部交通指導課 電話						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

第 号
年 月 日

警察庁交通局交通指導課長
警 視 庁 交 通 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長

石 川 県 警 察 本 部 長

駐車監視員資格者証返納命令状況通報書

次の者に係る駐車監視員資格者証については、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第2項の規定によりその返納を命じたので通報する。

ふ り が な 氏 名	
生 年 月 日	
住 所	
駐 車 監 視 員 資 格 者 番 号	第 号
命 令 年 月 日	年 月 日
返 納 理 由	
担 当	課 係
	警電 ー

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。